

2025年12月1日をもって、健康保険証が使用できなくなります。

【対象者別の対応】	対象者	対応
マイナカードあり	保険証登録を済ませている	マイナ保険証を使用
	有効期限が切れている	資格確認書を暫定使用 (いずれも健保HP掲載の様式で申請が必要)
	カード紛失・再発行手続中	
	保険証登録を解除済み	資格確認書を使用
	保険証登録を行っていない	資格確認書を使用
マイナカードなし	(返納した方を含む)	資格確認書を使用

マイナ保険証登録を
済ませているも
マイナカードには
有効期限があります

マイナカード有効期限の2～3カ月前に自治体から案内が届きます。

期限が切れる前に更新手続のうえ、再度マイナ保険証登録を行って下さい。

[★マイナ保険証の有効期限についてはこちら▶▶▶](#)

更新手続を行わないと、再発行か、健保に「資格確認書」を申請する必要が生じます。

【これからの流れ】

健康保険証の新規発行が廃止となりました。

2024年12月2日～

同月以降に新たに加入した方（入社者・被扶養者）で、

マイナ保険証登録済みの方はこれを使用いただき、

マイナ保険証を保有していない方には「資格確認書」を発行しています。

上記以外の方は、マイナ保険証、または健康保険証を使用いただいています。



まもなく、健康保険証が使用できなくなります

2025年9月

これからマイナ保険証登録を行う方は、できるだけ9月末までに手続をお願いします。

[★マイナ保険証の登録等についてはこちら▶▶▶](#)

2025年10月

当健保にて国の機関に照会のうえ、マイナ保険証未登録の方を確認します。

2025年11月

マイナ保険証未登録の方の現住所宛に「資格確認書」を書留で郵送する予定です。

11月25日までに届かない場合は当健保にお問い合わせ下さい。

健康保険証は使用できなくなります。

2025年12月2日～

【お手持ちの健康保険証について】

法令上無効となり、医療機関での資格確認や本人確認書類として使用できなくなります。

したが、回収は行いません。

個人情報が記載されていることに留意のうえ、各自で処分・廃棄して下さい。

(誤って「資格確認書」を廃棄しないよう気を付けて下さい)